

令和8年9月24・25日開催
予算決算委員会資料
総務財政部税務課

令和7年度市税等の決算状況

令和8年8月
総務財政部税務課

目 次

第1 市税 P 1

第2 私債権 P18

第3 滞納債権の収入状況 P20

第1 市 税

◆市税の決算

(単位：円・％・件)

		①	②	③	① - ② - ③	②/①×100		
税	目	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	滞納件数
市民税		3,930,800,000	4,014,526,057	(5,697,979) 3,930,062,085	10,235,817	74,228,155	97.75	1,949
	個人	2,949,900,000	3,026,613,524	(3,960,279) 2,942,585,285	9,866,384	74,161,855	97.09	1,921
	現年	2,923,300,000	2,945,397,049	(3,856,038) 2,914,579,360	0	30,817,689	98.82	774
	滞納	26,600,000	81,216,475	(104,241) 28,005,925	9,866,384	43,344,166	34.35	1,147
	法人	980,900,000	987,912,533	(1,737,700) 987,476,800	369,433	66,300	99.78	28
	現年	980,300,000	985,807,200	(1,737,700) 987,288,200	0	△ 1,481,000	99.97	7
	滞納	600,000	2,105,333	0 188,600	369,433	1,547,300	8.96	21
固定資産税		5,772,400,000	5,873,771,658	(185,197) 5,769,095,765	3,633,050	101,042,843	98.21	1,247
	純固定資産税	5,771,700,000	5,873,001,958	(185,197) 5,768,326,065	3,633,050	101,042,843	98.21	1,247
	現年	5,737,400,000	5,774,186,900	(159,407) 5,747,847,545	0	26,339,355	99.54	551
	滞納	34,300,000	98,815,058	(25,790) 20,478,520	3,633,050	74,703,488	20.70	696
	交付金 現年	700,000	769,700	0 769,700	0	0	100.00	0
軽自動車税		203,400,000	222,862,385	0 208,034,072	1,510,751	13,317,562	93.35	1,919
	環境性能割 現年	13,000,000	18,148,600	0 18,148,600	0	0	100.00	0
	種別割	190,400,000	204,713,785	0 189,885,472	1,510,751	13,317,562	92.76	1,919
	現年	186,600,000	190,907,300	0 187,034,776	0	3,872,524	97.97	555
	滞納	3,800,000	13,806,485	0 2,850,696	1,510,751	9,445,038	20.65	1,364
たばこ税 現年		352,000,000	348,475,590	0 348,475,590	0	0	100.00	0
特別土地保有税 滞納		100,000	10,114,300	0 0	0	10,114,300	0.00	4
入湯税 現年		2,800,000	2,405,060	0 2,405,060	0	0	100.00	0
都市計画税		783,900,000	799,256,256	(25,203) 785,011,061	494,415	13,750,780	98.21	1,247
	現年	779,300,000	785,808,700	(21,693) 782,224,178	0	3,584,522	99.54	551
	滞納	4,600,000	13,447,556	(3,510) 2,786,883	494,415	10,166,258	20.70	696
合計		11,045,400,000	11,271,411,306	(5,908,379) 11,043,083,633	15,874,033	212,453,640	97.92	6,366
	現年	10,975,400,000	11,051,906,099	(5,774,838) 10,988,773,009	0	63,133,090	99.38	2,438
	滞納	70,000,000	219,505,207	(133,541) 54,310,624	15,874,033	149,320,550	24.68	3,928

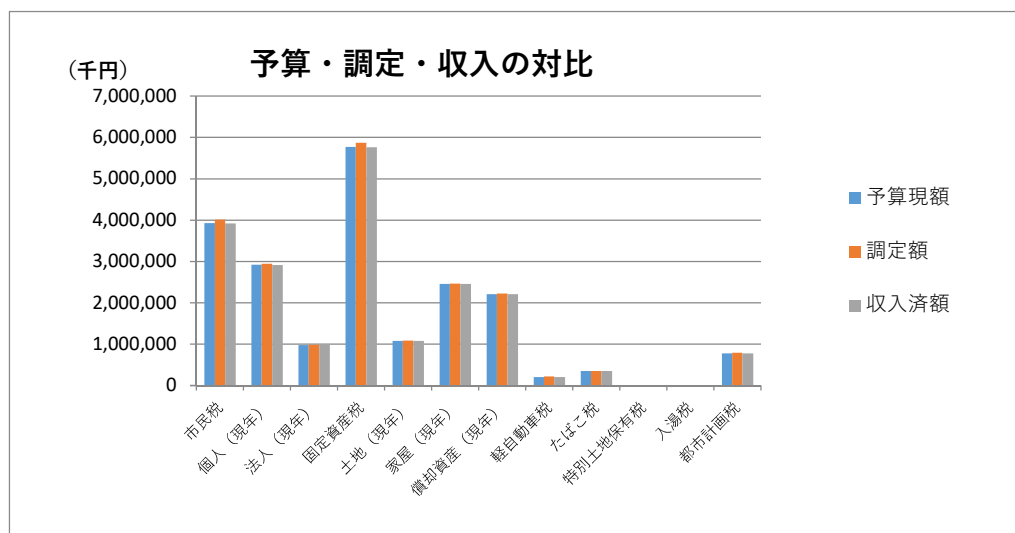
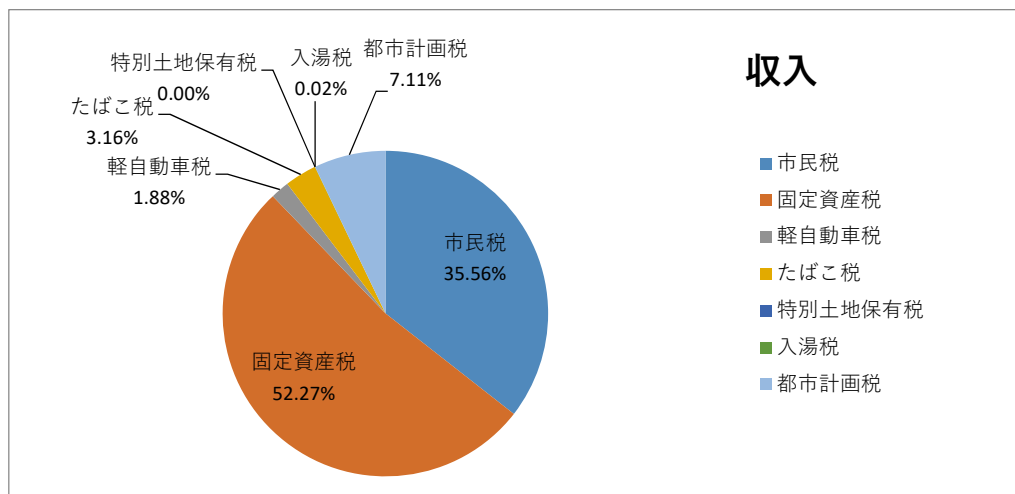
- 1 予算現額は、補正予算後の数値を記載。 2 () は、収入済額のうち過誤納金還付未済の額。 3 収納率は、収入済額から過誤納金還付未済額を除いた額で計算。 4 滞納件数は、納税通知書の通知書番号単位の集計で、同一人が重複している場合あり。 5 特別土地保有税については、平成15年4月1日の税制改正により新たな課税は行われなくなったため滞納税のみ記載。 6 令和元年10月から軽自動車税環境性能割の賦課徴収開始。

◆税別構成割合及び予算対比

(単位：円・％)

税 目	予算現額		調定額		収入済額		収入済額／予算現額対比		収納率	対前年度比 (収入)
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	増減収額	充足率		
市民税	3,930,800,000	35.59	4,014,526,057	35.62	3,924,364,106	35.56	△ 6,435,894	99.84	97.75	120.44
個人（現年）	2,923,300,000	26.47	2,945,397,049	26.13	2,910,723,322	26.37	△ 12,576,678	99.57	98.82	112.69
法人（現年）	980,300,000	8.88	985,807,200	8.75	985,550,500	8.93	5,250,500	100.54	99.97	153.55
固定資産税	5,772,400,000	52.26	5,873,771,658	52.11	5,768,910,568	52.27	△ 3,489,432	99.94	98.21	104.55
土地（現年）	1,076,800,000	9.75	1,084,480,700	9.62	1,079,503,827	9.78	2,703,827	100.25	99.54	100.58
家屋（現年）	2,454,900,000	22.23	2,468,309,400	21.90	2,456,981,893	22.26	2,081,893	100.08	99.54	104.28
償却資産（現年）	2,205,700,000	19.97	2,221,396,800	19.71	2,211,202,418	20.03	5,502,418	100.25	99.54	107.19
軽自動車税	203,400,000	1.84	222,862,385	1.98	208,034,072	1.88	4,634,072	102.28	93.35	103.83
たばこ税	352,000,000	3.19	348,475,590	3.09	348,475,590	3.16	△ 3,524,410	99.00	100.00	100.08
特別土地保有税	100,000	0.00	10,114,300	0.09	0	0.00	△ 100,000	0.00	0.00	0.00
入湯税	2,800,000	0.03	2,405,060	0.02	2,405,060	0.02	△ 394,940	85.90	100.00	92.57
都市計画税	783,900,000	7.10	799,256,256	7.09	784,985,858	7.11	1,085,858	100.14	98.21	102.96
合 計	11,045,400,000	100.00	11,271,411,306	100.00	11,037,175,254	100.00	△ 8,224,746	99.93	97.92	109.39

※収入済額、充足率及び収納率は、収入済額から過誤納金還付未済額を除いた額で算出。



市税の決算概要

【総括】

令和7年度の市税については、前年度に比べ調定額・収入済額ともに増加した。市税全体の収入済額は、110億3,718万円で前年度に比べ9億4,743万円の増、対前年比では9.39%の増となった。

主な要因としては、個人・法人市民税、固定資産税の増収によるもので、個人市民税（現年）は前年度に比べ3億2,789万円の増、対前年比では12.69%の増、法人市民税（現年）については、3億4,371万円の増、対前年比53.55%の増、また、固定資産税（現年）については土地、家屋及び償却資産の全てで増収となり、特に償却資産において、1億4,854万円の増、対前年比7.19%の増となった。

なお、収納率は現年分収納率99.38%で前年比0.01ポイントの増となった。

滞納繰越分収納率においては、収納率24.68%で前年比0.93ポイント減となった。

滞納額については、前年比76万円減の2億1,836万円となり、滞納件数については、前年比258件減の6,366件となった。

滞納処分状況においては、不動産差押が3件、不動産参加差押が2件、預貯金差押が83件、生命保険・給与等の差押が144件、合計232件の処分を実施し、これらの処分により3,134万円を徴収した。

【市税の収納率向上に対する取組】

- (1) 年度当初に収納目標値を定めて収納に取り組んだ。

目標項目	目標値	令和7年度実績	令和6年度実績
現年収納率	99.31%	99.38%	99.37%
滞繰分徴収額	60,000千円	54,177千円	65,414千円
差押等件数	250件	232件	264件

- (2) 三重地方税管理回収機構へ高額・困難案件を移管し、滞納整理を実施することで滞納繰越分の納税が進んだ。

実績	令和7年度		令和6年度	
移管件数	13件(第1課)	298件(第2課)	18件(第1課)	332件(第2課)
徴収金額	961万円	3,224万円	2,671万円	4,358万円

※第1課：高額案件処理 第2課：50万円未満の案件処理

- (3) 納税者の多様なライフスタイルに対応できるよう、平成23年10月から開始したコンビニ収納で、休日や夜間でも納税できる環境を提供した。また、令和2年度からコンビニ収納システムを活用し、スマートフォンアプリ収納を開始した。

◎コンビニ収納利用率の推移（スマートフォンアプリ含む。）

令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
38.93%	36.94%	33.60%	38.22%	36.25%

（納税通知書送付件数に対するコンビニ収納件数の割合）

◎コンビニ収納の状況（スマートフォンアプリ含む。）

税 目	令和 7 年度			令和 6 年度		
	収納件数	収納金額	利用率	収納件数	収納金額	利用率
市県民税 (普通徴収)	6,793 件	214,528 千円	52.04%	6,115 件	166,868 千円	42.22%
固定資産税 都市計画税	12,500 件	391,859 千円	28.29%	12,680 件	369,439 千円	28.06%
軽自動車税	10,068 件	82,291 千円	55.38%	10,070 件	80,197 千円	54.55%
合 計	29,361 件	688,678 千円	38.93%	28,865 件	616,504 千円	36.94%

- (4) 平成 29 年 4 月から開始したクレジット収納により、納税者に手持ちの資金が無くても、時間帯や場所を選ばずに納税できる環境を提供した。

◎クレジット収納利用率の推移 (%, 千円)

令和 7 年度		令和 6 年度		令和 5 年度		令和 4 年度	
利用率	収納額	利用率	収納額	利用率	収納額	利用率	収納額
1.25	25,418	1.13	24,433	1.06	23,599	1.21	31,076

(利用率：納税通知書送付件数に対するクレジット収納件数の割合)

◎クレジット収納の状況

税 目	令和 7 年度			令和 6 年度		
	収納 件数	収納金額	利用率	収納 件数	収納金額	利用率
市県民税 (普通徴収)	203 件	10,923 千円	1.56%	203 件	9,208 千円	1.40%
固定資産税 都市計画税	572 件	13,083 千円	1.29%	555 件	14,193 千円	1.23%
軽自動車税	167 件	1,412 千円	0.92%	128 件	1,032 千円	0.69%
合 計	942 件	25,418 千円	1.25%	886 件	24,433 千円	1.13%

- (5) 令和 5 年 4 月から納付書に二次元コードを記載したことにより、指定金融機関・収納代理金融機関以外の金融機関、スマートフォンアプリ、クレジットカードでの納付が可能となり、納付手段を拡充した。(対象税目：固定資産税・都市計画税、軽自動車税)

- (6) その他

平成 21 年度から三重県及び県内 29 市町が取組を行ってきた「個人住民税特別徴収加入促進」について、平成 26 年度から、特別徴収未実施事業者に対し一斉に特別徴収の指定を行った。それにより、令和 7 年度の特別徴収加入率は 90.7%で、一斉指定前の平成 25 年度(74.4%)より 16.3 ポイント向上し、個人市民税の現年分収納率についても 98.82%となり、平成 25 年度の 97.68%から 1.14 ポイント向上し税収確保につながった。

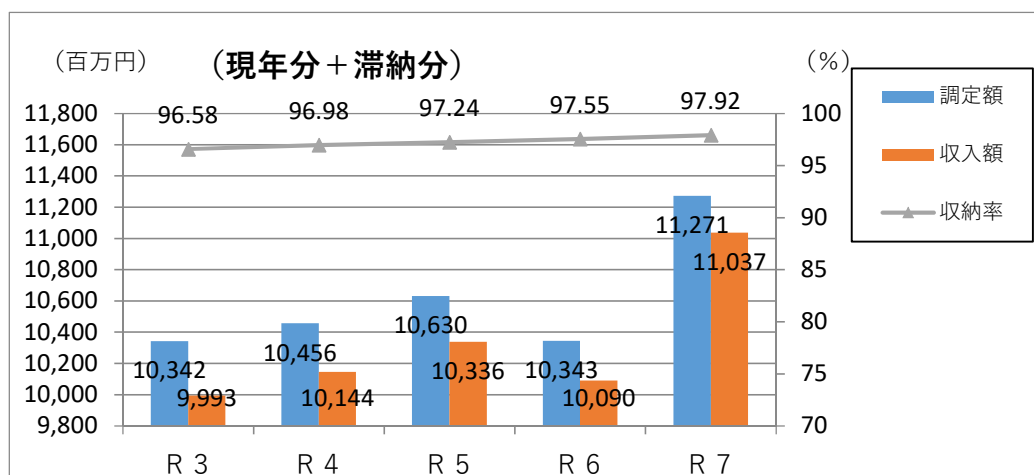
1 市税の状況

市税：市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、
特別土地保有税、入湯税、都市計画税

【現年分＋滞納分】

(単位：千円・%)

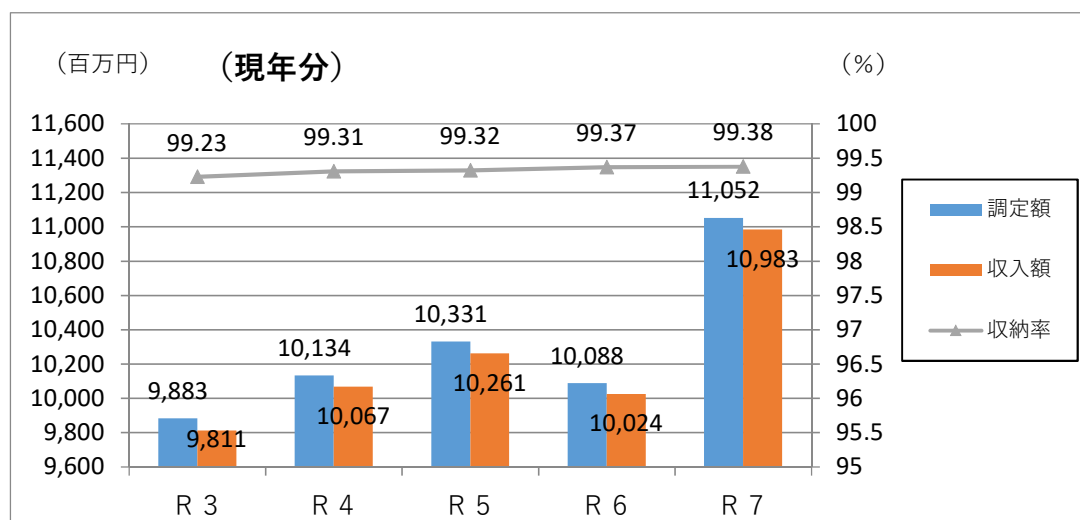
年度	調定額	収入額	収納率	調定伸率
R 3	10,342,118	9,993,367	96.58	△ 2.86
R 4	10,456,192	10,143,852	96.98	1.10
R 5	10,629,900	10,336,420	97.24	1.66
R 6	10,343,256	10,089,745	97.55	△ 2.70
R 7	11,271,411	11,037,175	97.92	8.97



【現年分】

(単位：千円・%)

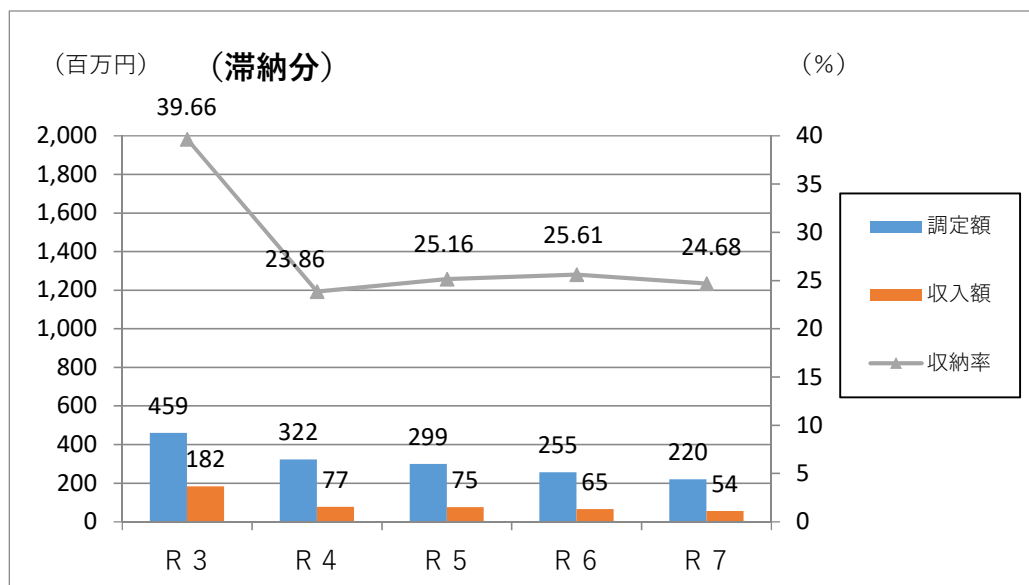
年度	調定額	収入額	収納率	調定伸率
R 3	9,882,739	9,811,172	99.23	△ 3.70
R 4	10,133,740	10,066,915	99.31	2.54
R 5	10,331,233	10,261,290	99.32	1.95
R 6	10,087,820	10,024,331	99.37	△ 2.36
R 7	11,051,906	10,982,998	99.38	9.56



【滞納分】

(単位：千円・%)

年度	調定額	収入額	収納率	調定伸率
R 3	459,379	182,195	39.66	19.51
R 4	322,452	76,937	23.86	△ 29.81
R 5	298,667	75,130	25.16	△ 7.38
R 6	255,436	65,414	25.61	△ 14.47
R 7	219,505	54,177	24.68	△ 14.07



市税全体の現年分の調定額は110億5,190万円で、前年度に比べ9億6,408万円 (+9.56%) の増となっている。収納率は99.38%で0.01ポイントの増となっている。

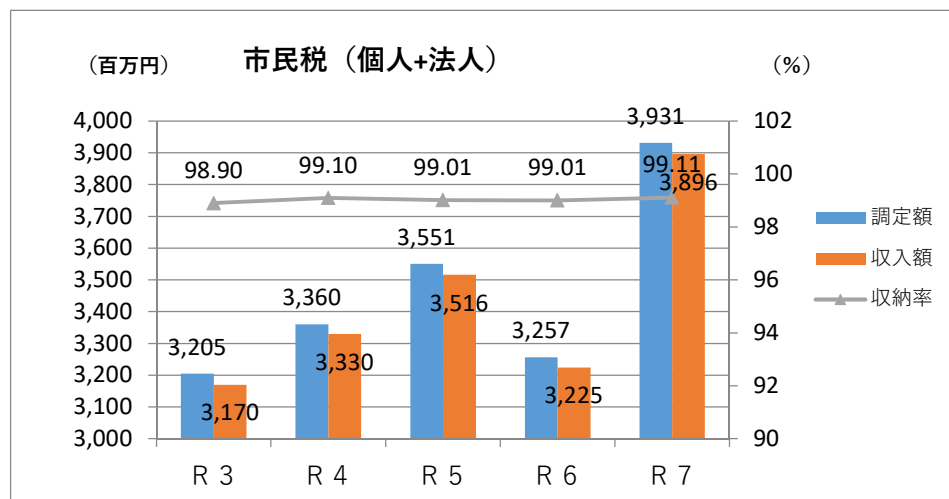
滞納分の調定額は2億1,950万円で、前年度に比べ3,593万円 (△14.07%) の減となっている。収納率は24.68%で0.93ポイントの減となっている。

2 市民税（現年）の状況

【市民税（現年）】

（単位：千円・％）

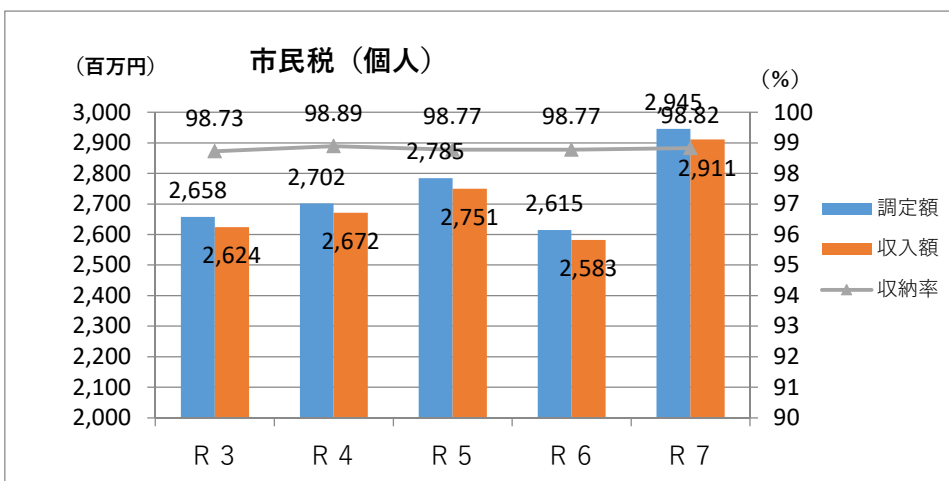
年度	調定額	収入額	収納率	調定伸率
R 3	3,205,052	3,169,841	98.90	△ 5.10
R 4	3,359,938	3,329,696	99.10	4.83
R 5	3,550,910	3,515,891	99.01	5.68
R 6	3,256,993	3,224,678	99.01	△ 8.28
R 7	3,931,204	3,896,274	99.11	20.70



【個人市民税（現年）】

（単位：千円・％）

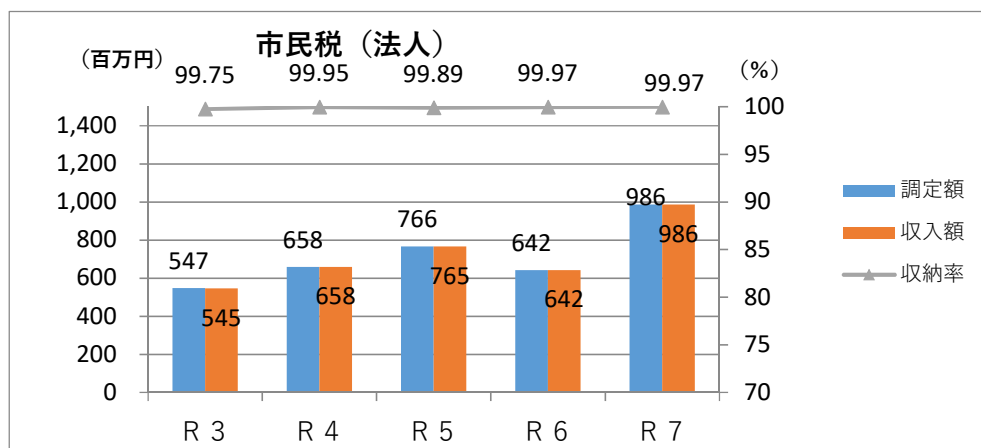
年度	調定額	収入額	収納率	調定伸率
R 3	2,658,328	2,624,475	98.73	△ 2.26
R 4	2,701,545	2,671,606	98.89	1.63
R 5	2,784,696	2,750,522	98.77	3.08
R 6	2,614,972	2,582,836	98.77	△ 6.09
R 7	2,945,397	2,910,723	98.82	12.64



【法人市民税（現年）】

（単位：千円・％）

年度	調定額	収入額	収納率	調定伸率
R 3	546,724	545,366	99.75	△ 16.84
R 4	658,393	658,090	99.95	20.43
R 5	766,214	765,369	99.89	16.38
R 6	642,021	641,842	99.97	△ 16.21
R 7	985,807	985,551	99.97	53.55



個人市民税の現年分の調定額は29億4,539万円で、前年度に比べ3億3,042万円（＋12.64％）の増となっている。収納率は98.82％で0.05ポイントの増となっている。

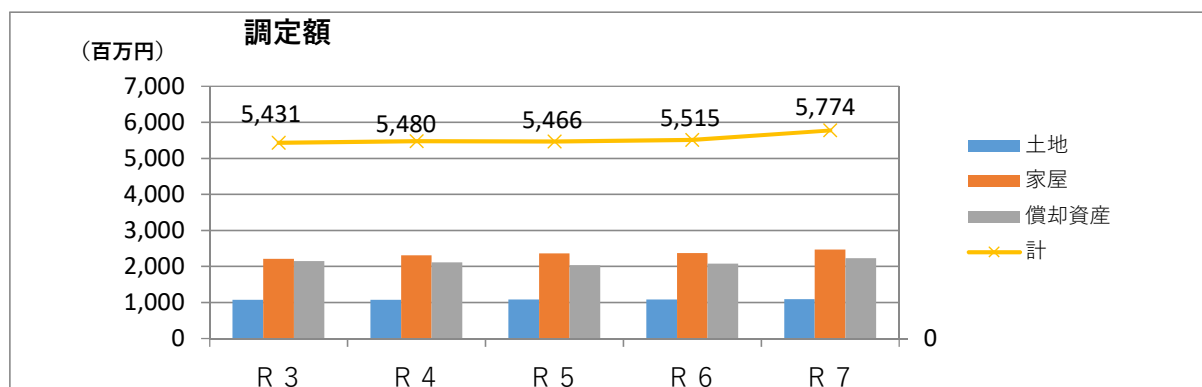
法人市民税の現年分の調定額は9億8,580万円で、前年度に比べ3億4,378万円（＋53.55％）の増となっている。収納率は99.97％で前年度と同率となっている。

3 固定資産税（現年）の状況

【調定額（現年）】

（単位：千円・％）

年度	調 定 額				調定伸率
	土地	家屋	償却資産	計	
R 3	1,072,305	2,210,438	2,147,866	5,430,609	△ 3.69
R 4	1,069,749	2,301,983	2,108,088	5,479,820	0.91
R 5	1,078,229	2,361,184	2,026,292	5,465,705	△ 0.26
R 6	1,077,820	2,366,161	2,071,490	5,515,471	0.91
R 7	1,084,481	2,468,309	2,221,397	5,774,187	4.69

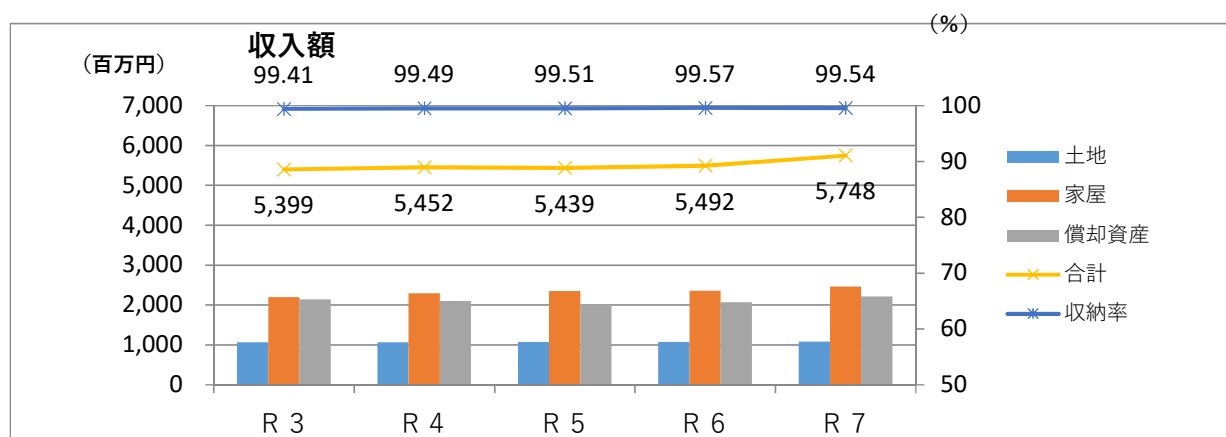


固定資産税の現年分の調定額は57億7,418万円で、前年度に比べ2億5,871万円の増、調定伸率は4.69%の増となった。土地は0.61%増、家屋は4.31%増、償却資産は7.23%増であった。

【収入額（現年）】

（単位：千円・％）

年度	収 入 額				収納率
	土地	家屋	償却資産	合計	
R 3	1,066,133	2,197,715	2,135,504	5,399,352	99.41
R 4	1,064,405	2,290,484	2,097,558	5,452,447	99.49
R 5	1,072,964	2,349,653	2,016,397	5,439,014	99.51
R 6	1,073,225	2,356,073	2,062,658	5,491,957	99.57
R 7	1,079,504	2,456,982	2,211,202	5,747,688	99.54



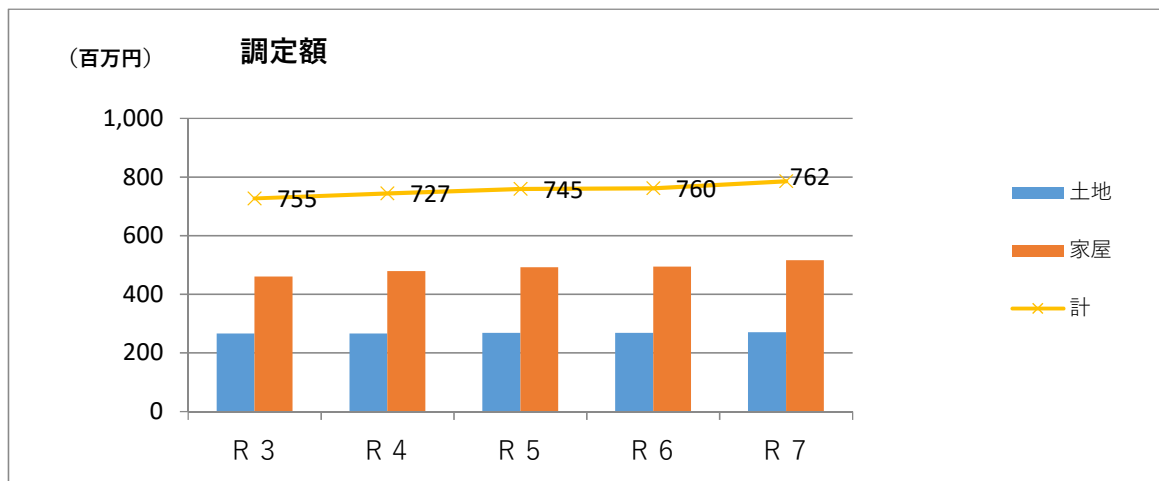
固定資産税の現年分の収入額は57億4,768万円で、前年度に比べ2億5,573万円の増となっている。収納率は99.54%で0.03ポイントの減となっている。収入額の前年度比は、土地が0.58%増、家屋が4.28%増、償却資産が7.19%増であった。

4 都市計画税（現年）の状況

【調定額（現年）】

（単位：千円・％）

年度	調 定 額			調定伸率
	土地	家屋	計	
R 3	266,289	460,740	727,029	△ 3.74
R 4	265,757	478,896	744,653	2.42
R 5	267,804	492,183	759,987	2.06
R 6	268,116	494,083	762,199	0.29
R 7	269,817	515,992	785,809	3.10

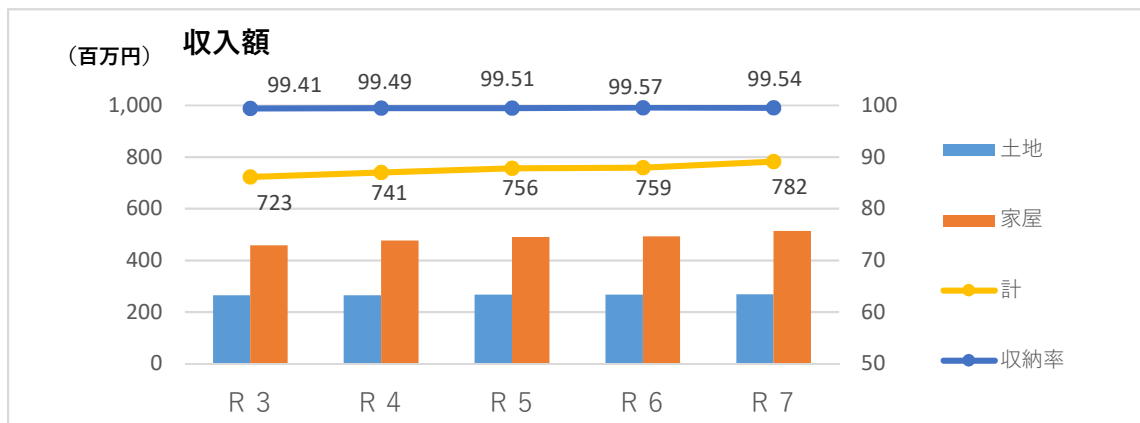


都市計画税の現年分の調定額は7億8,580万円で、前年度に比べ2,361万円の増となっており、調定伸び率は3.10%となっている。

【収入額（現年）】

（単位：千円・％）

年度	収 入 額			収納率
	土地	家屋	計	
R 3	264,756	458,088	722,844	99.41
R 4	264,429	476,505	740,934	99.49
R 5	266,496	489,780	756,276	99.51
R 6	266,973	491,977	758,950	99.57
R 7	268,578	513,624	782,202	99.54



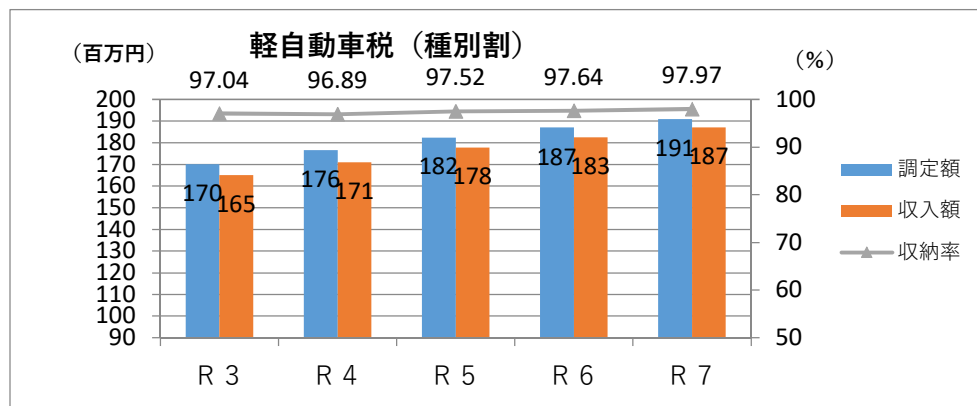
都市計画税の現年分の収入額は7億8,220万円で、前年度に比べ2,325万円の増となり、収納率は99.54%で0.03ポイントの減となっている。

5 軽自動車税（現年）の状況

【軽自動車税（現年）】

（単位：千円・％）

年度	種別割				環境性能割
	調定額	収入額	収納率	調定伸率	収入額
R 3	170,151	165,111	97.04	3.48	7,322
R 4	176,486	170,994	96.89	3.72	12,028
R 5	182,294	177,774	97.52	3.29	12,163
R 6	186,981	182,570	97.64	2.57	14,589
R 7	190,907	187,035	97.97	2.10	18,149



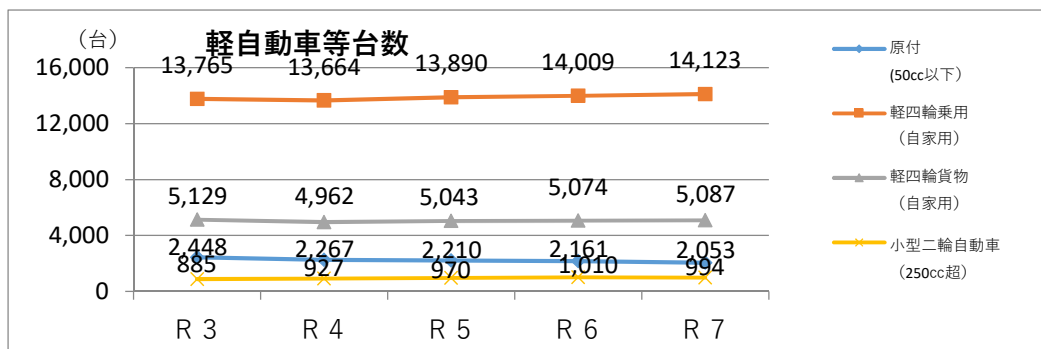
軽自動車税（種別割）の現年分の調定額は1億 9,090万円、前年度に比べ392万円（2.10％）の増となっており、収納率は97.97％で0.33ポイントの増となっている。なお、令和元年10月から軽自動車新規取得時に賦課される環境性能割を県から収納している。

【軽自動車等台数】

（単位：台）

車種		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
原付 (50cc以下)	(2,000円/台)	2,448	2,267	2,210	2,161	2,053
軽四輪乗用 (自家用)	(10,800円/台) * 標準税額	13,765	13,664	13,890	14,009	14,123
軽四輪貨物 (自家用)	(5,000円/台) * 標準税額	5,129	4,962	5,043	5,074	5,087
小型二輪自動車 (250cc超)	(6,000円/台)	885	927	970	1,010	994

※数値は、各年度の当初課税分の台数を使用。

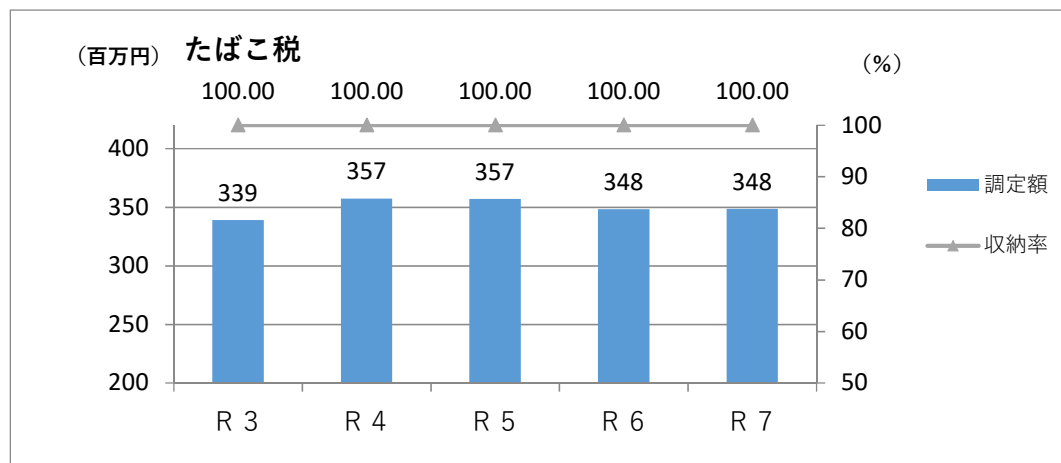


軽自動車等の台数は、軽四輪乗用（自家用）が最も多い。原付（50cc以下）は減少傾向である。

6 たばこ税の状況

【たばこ税(現年)】 (単位：千円・%)

年度	調定額	収納率	調定伸率
R 3	338,920	100.00	△ 4.01
R 4	357,228	100.00	5.40
R 5	356,855	100.00	△ 0.10
R 6	348,214	100.00	△ 2.42
R 7	348,476	100.00	0.08

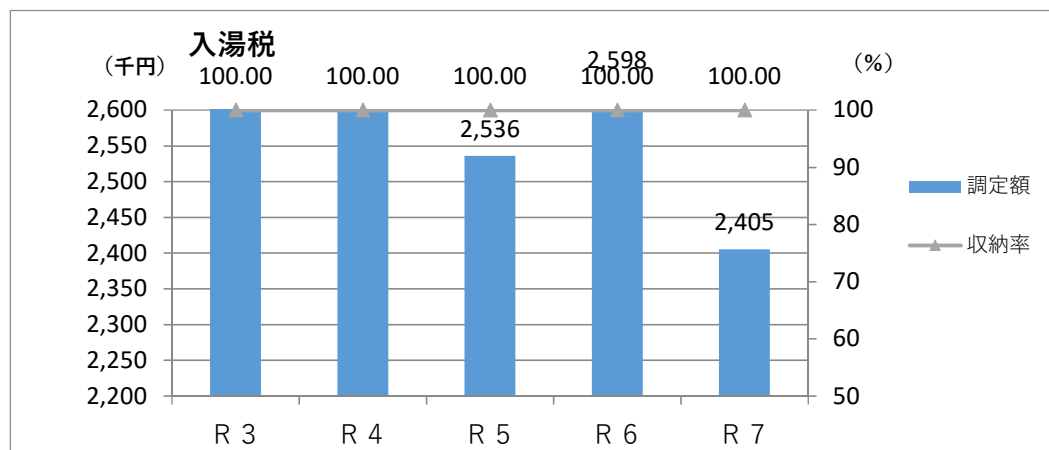


たばこ税の調定額は3億4,847万円で、前年度に比べ26万円（+0.08%）の増となった。

7 入湯税の状況

【入湯税(現年)】 (単位：千円・%)

年度	調定額	収納率	調定伸率
R 3	2,692	100.00	△ 9.03
R 4	2,726	100.00	1.26
R 5	2,536	100.00	△ 6.97
R 6	2,598	100.00	2.44
R 7	2,405	100.00	△ 7.43



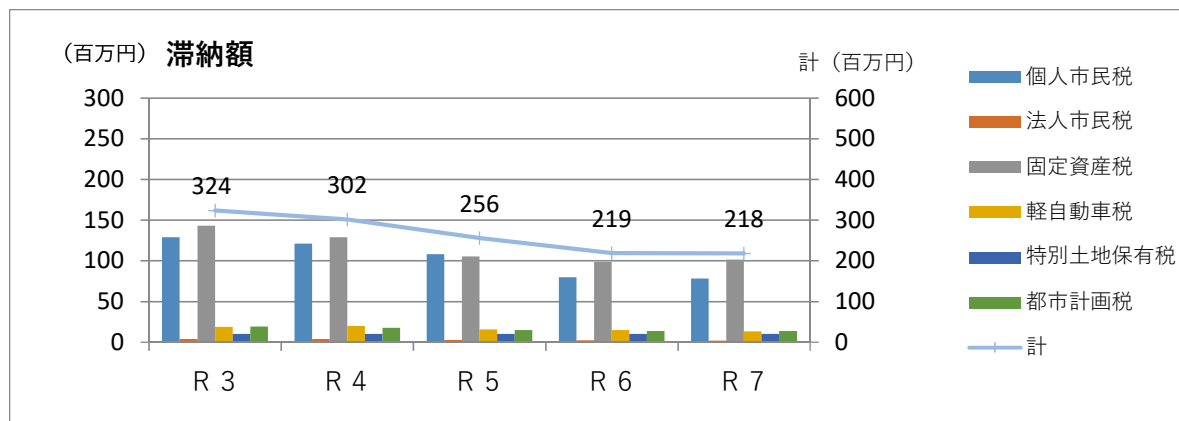
入湯税の調定額は240万円で、前年度に比べ19万円（△7.43%）の減となった。

8 滞納額の状況

【滞納額】

(単位：千円、%)

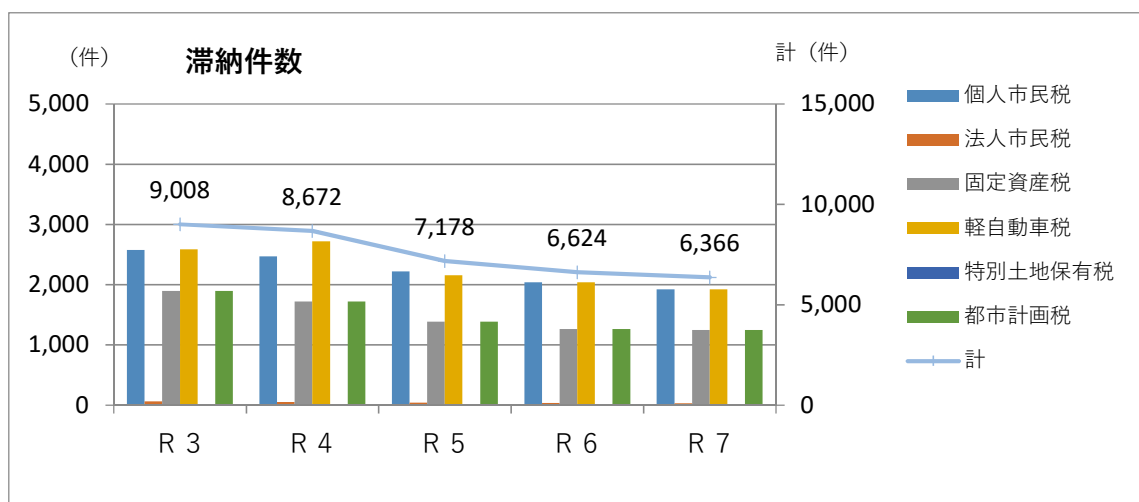
年度	個人市民税	法人市民税	固定資産税	軽自動車税	特別土地保有税	都市計画税	計	伸率
R 3	128,858	3,948	143,141	18,775	10,114	19,162	323,998	△ 34.34
R 4	121,086	3,844	129,040	19,921	10,114	17,536	301,541	△ 6.93
R 5	107,907	2,683	105,291	15,774	10,114	14,640	256,409	△ 14.97
R 6	79,780	2,105	98,752	14,723	10,114	13,647	219,121	△ 14.54
R 7	78,122	1,804	101,228	13,318	10,114	13,776	218,362	△ 0.35



【滞納件数】

(単位：件、%)

年度	個人市民税	法人市民税	固定資産税	軽自動車税	特別土地保有税	都市計画税	計	伸率
R 3	2,575	58	1,892	2,587	4	1,892	9,008	△ 4.87
R 4	2,467	50	1,718	2,715	4	1,718	8,672	△ 3.73
R 5	2,217	40	1,382	2,153	4	1,382	7,178	△ 17.23
R 6	2,035	32	1,259	2,035	4	1,259	6,624	△ 7.72
R 7	1,921	28	1,247	1,919	4	1,247	6,366	△ 3.89

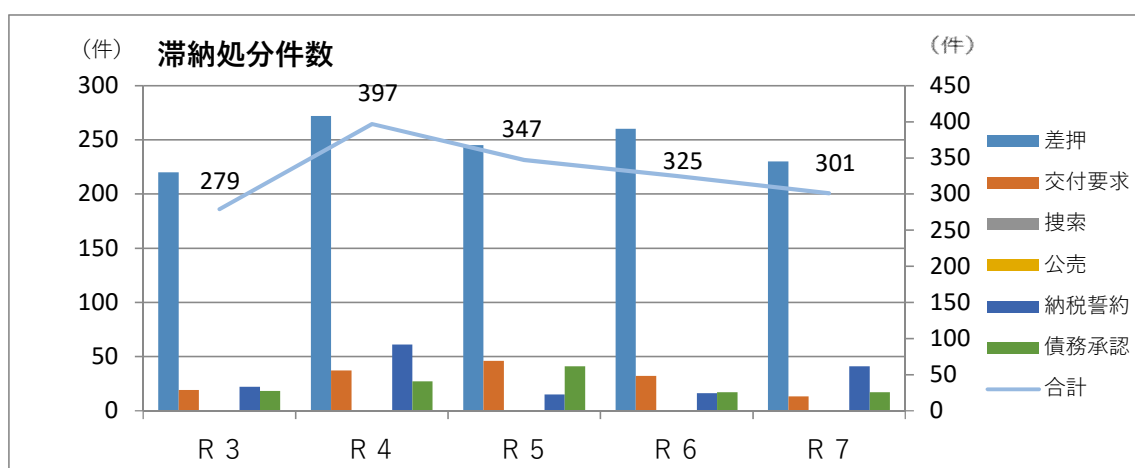


滞納繰越額は2億1,836万円で、前年度に比べ76万円 (△0.35%) の減となっている。

9 滞納処分状況

(単位：件)

年度	差押	交付要求	搜索	公売	納税誓約	債務承認	合計
R 3	220	19	0	0	22	18	279
R 4	272	37	0	0	61	27	397
R 5	245	46	0	0	15	41	347
R 6	260	32	0	0	16	17	325
R 7	230	13	0	0	41	17	301



◎差押等の内訳

(単位：件)

区分	R7	R6	R5
預金	83	71	89
不動産	3	12	10
不動産参加	2	4	5
動産	0	0	0
生命保険	10	20	10
給与等	134	157	136
計	232	264	250

◎換価額（差押に係る徴収額）

(単位：千円)

年度	換価額	主な内容
R5	35,014	預金、給与等債権
R6	46,098	預金、給与等債権
R7	31,343	預金、給与等債権

◎三重地方税管理回収機構の状況

(単位：件・千円)

内容	R7		R6		R5	
	徴収第1課	徴収第2課	徴収第1課	徴収第2課	徴収第1課	徴収第2課
移管件数	13	298	18	332	23	307
徴収金額	9,607	32,237	26,716	43,584	25,930	38,433
機構への負担金	10,736		11,856		10,946	

滞納処分については、滞納者に対し預金や不動産などの差押や、差し押さえた物件の公売など換価を図り滞納整理を行っている。換価額3,134万円は、預金、給与等の差押によるものである。

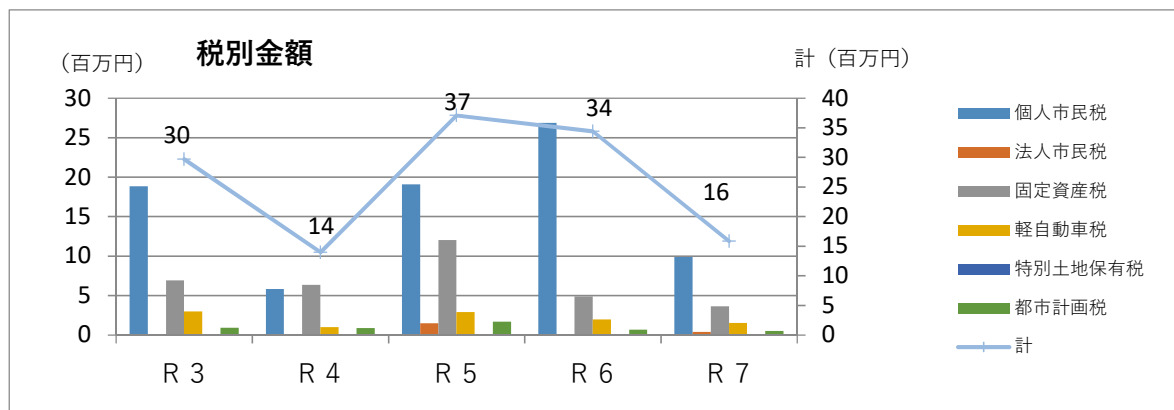
また、三重地方税管理回収機構に移管を行っており、困難事案や高額事案を取り扱う徴収第1課に13件、本税50万円以下の少額事案を取り扱う徴収第2課に298件を移管し、徴収実績は合わせて4,184万円であった。

10 不納欠損の状況

【税別金額】

(単位：千円・%)

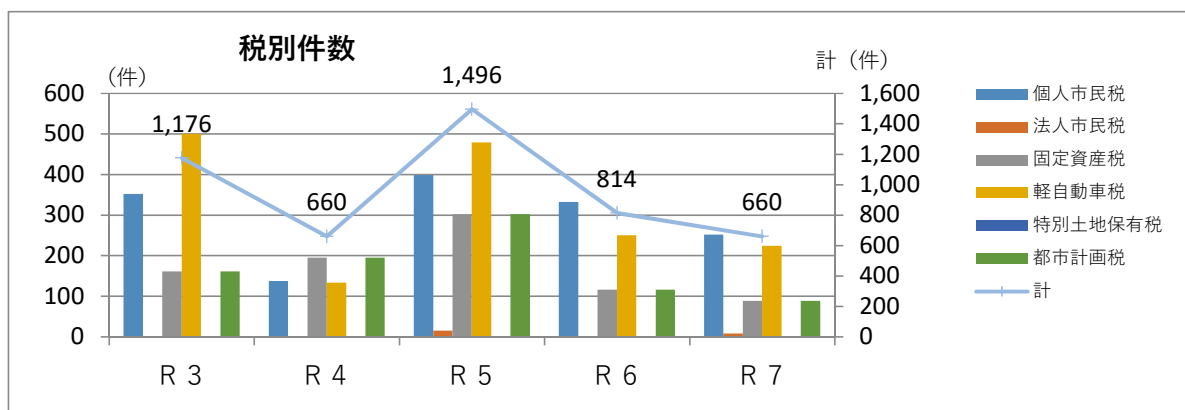
年度	個人市民税	法人市民税	固定資産税	軽自動車税	特別土地保有税	都市計画税	計	伸率
R 3	18,838	78	6,884	2,950	0	921	29,671	122.60
R 4	5,800	0	6,336	982	0	861	13,979	△ 52.89
R 5	19,065	1,454	12,011	2,870	0	1,670	37,070	165.18
R 6	26,867	0	4,886	1,960	0	675	34,388	△ 7.23
R 7	9,867	369	3,633	1,511	0	494	15,874	△ 53.84



【税別件数】

(単位：件・%)

年度	個人市民税	法人市民税	固定資産税	軽自動車税	特別土地保有税	都市計画税	計	伸率
R 3	352	2	161	500	0	161	1,176	121.89
R 4	137	0	195	133	0	195	660	△ 43.88
R 5	398	15	302	479	0	302	1,496	126.67
R 6	332	0	116	250	0	116	814	△ 45.59
R 7	252	8	88	224	0	88	660	△ 18.92



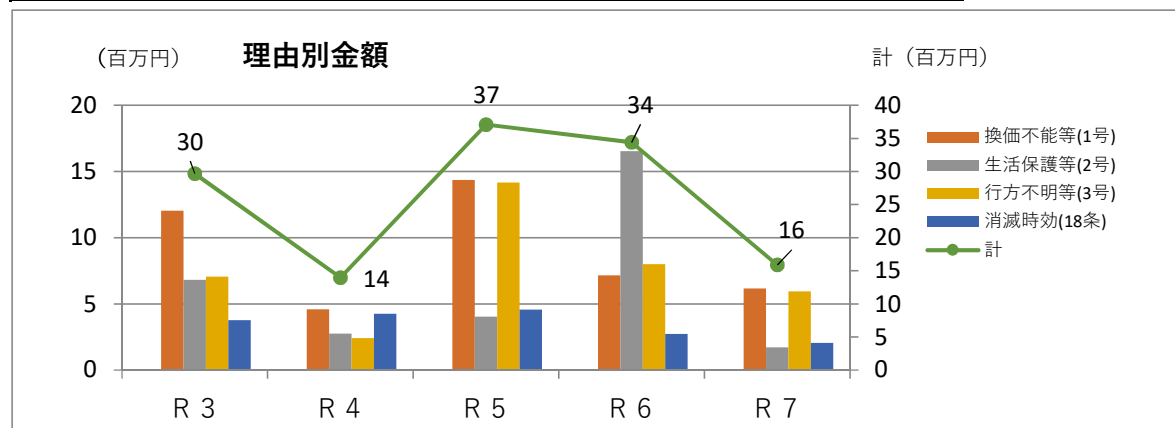
不納欠損は、金額で1,587万円、件数で660件で、前年度に比べ金額は1,851万円 (53.84%) の減、件数は154件 (18.92%) の減となっている。

このうち、税別金額において個人市民税 (987万円) が62.15%を占め最も多くなっている。

【理由別金額】税別金額

(単位：千円・%)

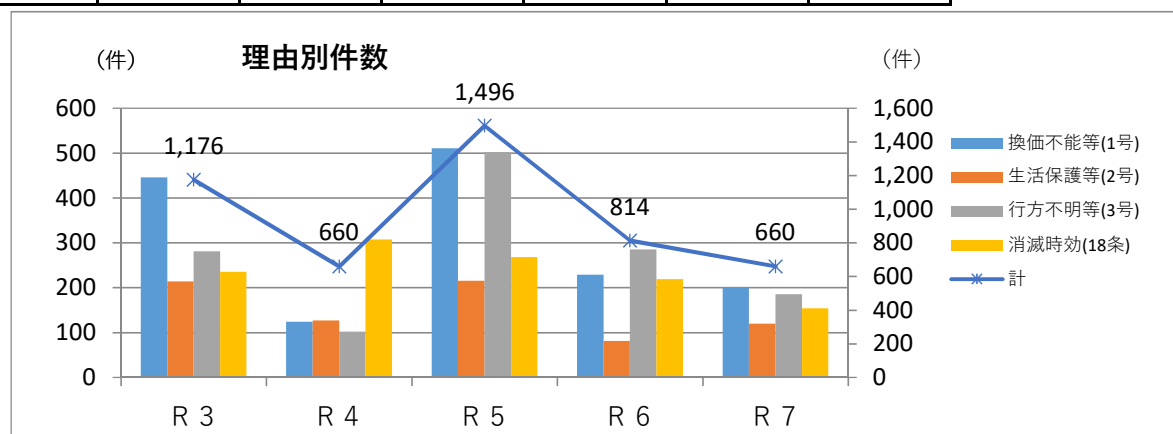
年度	換価不能等(1号)	生活保護等(2号)	行方不明等(3号)	消滅時効(18条)	計	伸率
R 3	12,036	6,813	7,062	3,760	29,671	△ 57.23
R 4	4,580	2,754	2,402	4,243	13,979	△ 52.89
R 5	14,337	4,026	14,145	4,562	37,070	165.18
R 6	7,158	16,523	7,985	2,722	34,388	△ 7.23
R 7	6,166	1,717	5,943	2,048	15,874	△ 53.84



【理由別件数】

(単位：件・%)

年度	換価不能等(1号)	生活保護等(2号)	行方不明等(3号)	消滅時効(18条)	計	伸率
R 3	446	214	281	235	1,176	△ 1.49
R 4	124	127	102	307	660	△ 43.88
R 5	511	215	502	268	1,496	126.67
R 6	229	81	285	219	814	△ 45.59
R 7	201	120	185	154	660	△ 18.92



理由別においては、換価不能等が616万円で38.84%と最も多くなっている。

◆市税年度別収納状況（令和３年度～令和７年度）

（単位：円・％）

税年		令和３年度			令和４年度			令和５年度			令和６年度			令和７年度						
		調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率	欠損額	収入未済額	滞納繰越額	
市民税			(4,126,303)			(2,681,078)			(4,432,421)			(4,412,153)			(5,697,979)					
		3,404,240,408	3,256,644,973	95.54	3,491,196,317	3,363,147,216	96.26	3,675,249,575	3,548,573,457	96.43	3,367,025,950	3,262,686,553	96.77	4,014,526,057	3,930,062,085	97.75	10,235,817	74,228,155	79,926,134	
	個人		(2,423,403)			(2,271,378)			(3,739,921)			(3,369,753)			(3,960,279)					
			2,806,468,208	2,661,195,873	94.74	2,828,855,317	2,704,240,716	95.51	2,905,396,375	2,782,164,190	95.63	2,722,533,417	2,619,256,953	96.08	3,026,613,524	2,942,585,285	97.09	9,866,384	74,161,855	78,122,134
		現年		(2,422,324)			(2,157,237)			(3,738,302)			(3,331,231)			(3,856,038)				
		2,658,327,668	2,626,897,857	98.73	2,701,544,660	2,671,606,420	98.81	2,784,696,274	2,754,260,039	98.77	2,614,971,569	2,586,167,326	98.77	2,945,397,049	2,914,579,360	98.82	0	30,817,689	34,673,727	
	滞納		(1,079)			(114,141)			(1,619)			(38,522)			(104,241)					
		148,140,540	34,298,016	23.15	127,310,657	32,634,296	25.54	120,700,101	27,904,151	23.12	107,561,848	33,089,627	30.73	81,216,475	28,005,925	34.35	9,866,384	43,344,166	43,448,407	
	法人		(1,702,900)			(409,700)			(692,500)			(1,042,400)			(1,737,700)					
			597,772,200	595,449,100	99.33	662,341,000	658,906,500	99.42	769,853,200	766,409,267	99.46	644,492,533	643,429,600	99.67	987,912,533	987,476,800	99.78	369,433	66,300	1,804,000
現年			(1,702,900)			(409,700)			(692,500)			(1,042,400)			(1,737,700)					
	546,724,100	547,068,600	99.75	658,392,800	658,089,700	99.89	766,214,000	766,061,300	99.89	642,021,200	642,884,500	99.97	985,807,200	987,288,200	99.97	0	-1,481,000	256,700		
滞納																				
	51,048,100	48,380,500	94.77	3,948,200	816,800	20.69	3,639,200	347,967	9.56	2,471,333	545,100	22.06	2,105,333	188,600	8.96	369,433	1,547,300	1,547,300		
固定資産税			(633,756)			(410,572)			(549,583)			(426,730)			(185,197)					
		5,634,374,951	5,484,983,954	97.34	5,623,567,518	5,488,601,356	97.59	5,594,997,605	5,478,243,908	97.90	5,621,520,965	5,518,309,063	98.16	5,873,771,658	5,769,095,765	98.21	3,633,050	101,042,843	101,228,040	
	純固定資産税		(633,756)			(410,572)			(549,583)			(426,730)			(185,197)					
			5,633,410,051	5,484,019,054	97.34	5,622,705,318	5,487,739,156	97.59	5,594,216,205	5,477,462,508	97.90	5,620,745,865	5,517,533,963	98.16	5,873,001,958	5,768,326,065	98.21	3,633,050	101,042,843	101,228,040
		現年		(633,756)			(362,536)			(513,588)			(403,711)			(159,407)				
		5,430,609,000	5,399,351,807	99.41	5,479,819,500	5,452,446,658	99.49	5,465,705,700	5,439,527,575	99.51	5,515,471,000	5,492,361,206	99.57	5,774,186,900	5,747,847,545	99.54	0	26,339,355	26,498,762	
滞納					(48,036)			(35,995)			(23,019)			(25,790)						
	202,801,051	84,667,247	41.75	142,885,818	35,292,498	24.67	128,510,505	37,934,933	29.49	105,274,865	25,172,757	23.89	98,815,058	20,478,520	20.70	3,633,050	74,703,488	74,729,278		
交付金	現年																			
	964,900	964,900	100.00	862,200	862,200	100.00	781,400	781,400	100.00	775,100	775,100	100.00	769,700	769,700	100.00	0	0	0		
軽自動車税			(73,500)			(34,100)			(84,900)			(24,000)								
		197,484,305	175,832,719	89.00	207,288,964	186,420,115	89.92	212,291,569	193,732,906	91.22	217,034,760	200,375,265	92.31	222,862,385	208,034,072	93.35	1,510,751	13,317,562	13,317,562	
	環境性能割	現年																		
			7,322,100	7,322,100	100.00	12,028,100	12,028,100	100.00	12,162,700	12,162,700	100.00	14,588,800	14,588,800	100.00	18,148,600	18,148,600	100.00	0	0	0
	種別割			(73,500)			(34,100)			(84,900)			(24,000)							
		190,162,205	168,510,619	88.58	195,260,864	174,392,015	89.29	200,128,869	181,570,206	90.68	202,445,960	185,786,465	91.76	204,713,785	189,885,472	92.76	1,510,751	13,317,562	13,317,562	
現年			(56,500)			(28,100)			(84,900)			(13,200)								
	170,150,900	165,111,100	97.00	176,485,500	170,994,207	96.87	182,294,400	177,859,048	97.52	186,980,800	182,582,700	97.64	190,907,300	187,034,776	97.97	0	3,872,524	3,872,524		
滞納		(17,000)			(6,000)						(10,800)									
	20,011,305	3,399,519	16.90	18,775,364	3,397,808	18.07	17,834,469	3,711,158	20.81	15,465,160	3,203,765	20.65	13,806,485	2,850,696	20.65	1,510,751	9,445,038	9,445,038		
たばこ税	現年																			
	338,919,527	338,919,527	100.00	357,228,222	357,228,222	100.00	356,855,096	356,855,096	100.00	348,214,254	348,214,254	100.00	348,475,590	348,475,590	100.00	0	0	0		
特別土地保有税																				
		10,230,400	116,100	1.13	10,114,300	0	0.00	10,114,300	0	0.00	10,114,300	0	0.00	10,114,300	0	0.00	0	10,114,300	10,114,300	
滞納																				
	10,230,400	116,100	1.13	10,114,300	0	0.00	10,114,300	0	0.00	10,114,300	0	0.00	10,114,300	0	0.00	0	10,114,300	10,114,300		
入湯税	現年																			
	2,692,480	2,692,480	100.00	2,725,940	2,725,940	100.00	2,535,820	2,535,820	100.00	2,597,980	2,597,980	100.00	2,405,060	2,405,060	100.00	0	0	0		
都市計画税			(84,844)			(55,792)			(76,417)			(58,970)			(25,203)					
		754,175,891	734,177,478	97.34	764,070,389	745,729,506	97.59	777,856,456	761,622,316	97.90	776,747,185	762,484,073	98.16	799,256,256	785,011,061	98.21	494,415	13,750,780	13,775,983	
	現年		(84,844)			(49,264)			(71,412)			(55,789)			(21,693)					
	727,028,200	722,843,611	99.41	744,653,200	740,933,501	99.49	759,987,600	756,347,621	99.51	762,199,000	759,005,390	99.57	785,808,700	782,224,178	99.54	0	3,584,522	3,606,215		
滞納					(6,528)			(5,005)			(3,181)			(3,510)						
	27,147,691	11,333,867	41.75	19,417,189	4,796,005	24.67	17,868,856	5,274,695	29.49	14,548,185	3,478,683	23.89	13,447,556	2,786,883	20.70	494,415	10,166,258	10,169,768		
合計			(4,918,403)			(3,181,542)			(5,143,321)			(4,921,853)			(5,908,379)					
		10,342,117,962	9,993,367,231	96.58	10,456,191,650	10,143,852,355	96.98	10,629,900,421	10,341,563,503	97.24	10,343,255,394	10,094,667,188	97.55	11,271,411,306	11,043,083,633	97.92	15,874,033	212,453,640	218,362,019	
	現年		(4,900,324)			(3,006,837)			(5,100,702)			(4,846,331)			(5,774,838)					
	9,882,738,875	9,811,171,982	99.23	10,133,740,122	10,066,914,948	99.31	10,331,232,990	10,266,390,599	99.32	10,087,819,703	10,029,177,256	99.37	11,051,906,099	10,988,773,009	99.38	0	63,133,090	68,907,928		
滞納		(18,079)			(174,705)			(42,619)			(75,522)			(133,541)						
	459,379,087	182,195,249	39.66	322,451,528	76,937,407	23.81	298,667,431	75,172,904	25.16	255,435,691	65,489,932	25.61	219,505,207	54,310,624	24.68	15,874,033	149,320,550	149,454,091		

- 1 特別土地保有税については、平成15年4月1日の税制改正により新たな課税は行われなくなったため滞納税のみ記載。
- 2 令和元年10月から軽自動車税環境性能割の賦課徴収開始。

第2 私 債 権

●令和7年度「亀山市の私債権の管理に関する条例」に基づく取組

1 債権の管理状況

債権名 時効期間	根拠法令	取り組み内容
市営住宅 使用料	民法 亀山市営住宅条例	前年と比較して滞納者の自主納付を促すため、臨戸訪問の回数を減らし、督促状、催告状の送付と電話による納付催告を行い、納付を促していた。 また、徴収不能となった債権については、債権放棄を行った。
5年又は10年 (5年)	民法第166条第1項 (旧民法第169条)	(実績) 年末(12月)、年度末(3月)、出納閉鎖(5月)に臨戸訪問徴収を実施。 督促状(222件)、催告状(22件)、電話催告(23件)、 臨戸訪問(41件)、債権放棄(7件)
水道料金	民法 亀山市水道事業給 水条例	督促、催告に加え、停水(給水停止)予告等を行った後に、 月2回停水に係る臨戸訪問を行い、納付の促進を図った。 また、既に水道使用を中止し、転居した料金未納者(以下 「中止者」)に対しても納付催促文書及び納付書の送付を行っ た。 転居先等が不明な場合は、調査の上、徴収停止を行った後、 徴収不可能な債権については、債権放棄を行った。
5年 (2年)	民法第166条第1項 (旧民法第173条第 1号)	(実績) 停水の実施(99件)による納付(56件)、 中止者における納付催促(138件)による納付(9件) 徴収停止(150件)、債権放棄(51件)
医療センター 使用料・ 手数料	民法 亀山市立医療セン ター使用料 及び手数料条例	督促、催告を行い、納付の促進を図っている。また、一括の 支払が困難な場合に、債務承認、分納誓約及び財産調査の同意 書を求める。 平成24年度から、弁護士事務所に高額な未収債権の回収を委 託している。 徴収不能な債権の放棄を行い整理する。
5年又は10年 (3年)	民法第166条第1項 (旧民法第170条第 1号)	(実績) 分納誓約(15件)、債権放棄(9件)
学校給食費	民法 亀山市学校給食費 徴収規則	令和3年度から公会計化。督促状、催告状の送付に加え、電話や 臨戸訪問による納付催告を行っている。納付困難な場合は、申 出により児童手当から充当を行っている。
5年	民法第166条第1項	(実績) 督促状(35件)、催告状(171件)、電話催告(88件)、 臨戸訪問(18件)

※債権発生又はその原因となる法律行為が令和2年4月1日より前の場合の時効期間は()

2 庁内連携の状況

(1) 私債権部会

債権の管理担当課の連絡調整会議（年4回開催）

- ・債権管理の取組実績及び計画の確認。
- ・強制執行、債権放棄、徴収停止などの検討状況把握。

(2) 滞納処分等判定委員会での検討

強制執行、債権放棄、徴収停止などについて、検討・対処方針の決定。

●不納欠損について

1 債権放棄によるもの（亀山市の私債権の管理に関する条例第8条第1項関係）

債権名	年度	1号 (生活困窮)	2号 (破産等)	3号 (時効)	4号 (処分終結)	5号 (徴収停止)	計
市営住宅使用料	R7	7件 212,600円	0件 0円	0件 0円	0件 0円	0件 0円	7件 212,600円
水道料金	R7	0件 0円	0件 0円	0件 0円	0件 0円	51件 678,344円	51件 678,344円
医療センター 使用料・手数料	R7	0件 0円	4件 759,081円	0件 0円	0件 0円	5件 111,630円	9件 870,711円
学校給食費	R7	0件 0円	0件 0円	0件 0円	0件 0円	0件 0円	0件 0円
合計	R7	7件 212,600円	4件 759,081円	0件 0円	0件 0円	56件 789,974円	67件 1,761,655円

2 債権消滅によるもの（下記法律による）

債権名	年度	件数	金額	消滅事由	法律
水道料金	R7	1件	2,178円	法人格消滅	破産法第35条
水道料金	R7	1件	7,386円	時効の援用	民法第145条
合計	R7	2件	9,564円		

第3 滞納債権の収入状況

令和7年度滞納債権の収入状況

(単位:円・%・件)

種別	債権名	担当課	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	滞納件数
強制徴収公債権	市税(税務課)	税務課	現年分	11,051,906,099	(5,774,838) 10,988,773,009	0	63,133,090	99.38	2,438
			滞納繰越分	219,505,207	(133,541) 54,310,624	15,874,033	149,320,550	24.68	3,928
			計	11,271,411,306	(5,908,379) 11,043,083,633	15,874,033	212,453,640	97.92	6,366
	国民健康保険税	市民課	現年分	879,519,700	(1,961,100) 829,210,890	0	50,308,810	94.06	587
			滞納繰越分	146,315,392	(74,900) 37,797,130	14,668,577	93,849,685	25.78	1,553
			計	1,025,835,092	(2,036,000) 867,008,020	14,668,577	144,158,495	84.33	2,140
	後期高齢者医療保険料	市民課	現年分	688,339,321	(1,057,998) 685,267,657	0	3,071,664	99.40	61
			滞納繰越分	5,099,025	(24,000) 1,341,940	1,386,415	2,370,670	25.85	61
			計	693,438,346	(1,081,998) 686,609,597	1,386,415	5,442,334	98.86	122
	保育所及び認定こども園保護者負担金	子ども政策課	現年分	81,815,310	80,762,960	0	1,052,350	98.71	38
			滞納繰越分	689,290	437,950	0	251,340	63.54	13
			計	82,504,600	81,200,910	0	1,303,690	98.42	51
	生活保護費徴収金(法第78条分)	地域福祉課	現年分	0	0	0	0	0.00	0
			滞納繰越分	2,070,941	70,000	0	2,000,941	3.38	7
			計	2,070,941	70,000	0	2,000,941	3.38	7
	下水道事業受益者負担金	下水道課	現年分	37,349,970	36,296,560	0	1,053,410	97.18	118
			滞納繰越分	4,704,690	1,246,680	587,250	2,870,760	26.50	193
			計	42,054,660	37,543,240	587,250	3,924,170	89.27	311
	公共下水道使用料	下水道課	現年分	513,441,290	511,424,874	0	2,016,416	99.61	818
			滞納繰越分	4,817,399	1,618,457	314,762	2,884,180	33.60	1,042
			計	518,258,689	513,043,331	314,762	4,900,596	98.99	1,860
	小計		現年分	13,252,371,690	(8,793,936) 13,131,735,950	0	120,635,740	99.02	4,060
			滞納繰越分	383,201,944	(232,441) 96,822,781	32,831,037	253,548,126	25.21	6,797
			計	13,635,573,634	(9,026,377) 13,228,558,731	32,831,037	374,183,866	96.95	10,857
非強制徴収公債権	児童扶養手当返納金	子ども政策課	現年分	65,020	0	0	65,020	0.00	1
			滞納繰越分	2,368,970	110,000	0	2,258,970	4.64	4
			計	2,433,990	110,000	0	2,323,990	4.52	5
	生活保護費返還金(法第63条分)	地域福祉課	現年分	10,446,910	7,944,903	0	2,502,007	76.05	3
			滞納繰越分	4,752,134	45,865	0	4,706,269	0.97	18
			計	15,199,044	7,990,768	0	7,208,276	52.57	21
	農業集落排水施設使用料	下水道課	現年分	110,562,850	110,065,540	0	497,310	99.55	151
			滞納繰越分	1,813,615	823,750	58,020	931,845	45.42	288
			計	112,376,465	110,889,290	58,020	1,429,155	98.68	439
	老人福祉費負担金	地域福祉課	現年分	18,023,000	18,018,600	0	4,400	99.98	1
			滞納繰越分	329,438	120,000	0	209,438	36.43	4
			計	18,352,438	18,138,600	0	213,838	98.83	5
	小計		現年分	139,097,780	136,029,043	0	3,068,737	97.79	156
			滞納繰越分	6,895,187	1,099,615	58,020	8,106,522	15.95	314
			計	145,927,947	137,018,658	58,020	11,175,259	93.89	470

種別	債権名	担当課	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	滞納件数
私債権	公営住宅 使用料	建築住宅課	現年分	46,799,217	44,449,297	0	2,349,920	94.98	16
			滞納繰越分	3,460,945	1,736,345	212,600	1,512,000	50.17	7
			計	50,260,162	46,185,642	212,600	3,861,920	91.89	23
	住宅新築資金等 貸付金元利収入	文化課	現年分	0	0	0	0	0.00	0
			滞納繰越分	6,425,845	2,000	0	6,423,845	0.03	1
			計	6,425,845	2,000	0	6,423,845	0.03	1
	福祉資金貸付 金元利収入	文化課	現年分	0	0	0	0	0.00	0
			滞納繰越分	374,113	1,000	0	373,113	0.27	1
			計	374,113	1,000	0	373,113	0.27	1
	保育所及び認 定こども園給食 費負担金	子ども政策課	現年分	37,630,790	37,523,990	0	106,800	99.72	25
			滞納繰越分	244,140	194,640	0	49,500	79.72	11
			計	37,874,930	37,718,630	0	156,300	99.59	36
	水道料金	上水道課	現年分	922,935,690	918,920,633	0	4,015,057	99.56	1,545
			滞納繰越分	12,755,678	3,254,156	687,908	8,813,614	25.51	2,120
			計	935,691,368	922,174,789	687,908	12,828,671	98.56	3,665
	学校給食費	教育総務課	現年分	166,088,206	165,751,856	0	336,350	99.80	90
			滞納繰越分	679,502	679,502	0	0	100.00	0
			計	166,767,708	166,431,358	0	336,350	99.80	90
	医療センター 使用料・手数 料	病院総務課	現年分	1,333,210,652	1,332,339,583	0	871,069	99.93	59
			滞納繰越分	17,805,467	6,007,399	870,711	10,927,357	33.74	1020
			計	1,351,016,119	1,338,346,982	870,711	11,798,426	99.06	1,079
	小 計		現年分	2,506,664,555	2,498,985,359	0	7,679,196	99.69	1,735
			滞納繰越分	41,745,690	11,875,042	1,771,219	28,099,429	28.45	3,160
			計	2,548,410,245	2,510,860,401	1,771,219	35,778,625	98.53	4,895
合 計			現年分	15,898,134,025	(8,793,936) 15,766,750,352	0	131,383,673	99.12	5,951
			滞納繰越分	431,842,821	(232,441) 109,797,438	34,660,276	289,754,077	25.37	10,271
			計	16,329,911,826	(9,026,377) 15,876,437,790	34,660,276	421,137,750	97.17	16,222

※()は、収入額のうち過誤納金還付未済の額。

※収納率は、収入済額から過誤納金還付未済額を除いた額で算出。

※公営企業会計における収入金は、出納整理期間を想定し、3月末決算に4/1～5/31の収入済額を加味した額で算出。

※老人福祉費負担金については、令和8年度から健康推進課の所管になりました。

	債権			根拠法令	債権区分の考え方	発生事由	時効期間				債権回収	
	No	債権名	担当課				時効	根拠法令	時効期間の考え方	時効の援用	執行機関	方法
強制徴収公債権	1	市税	税務課	・ 地方税法 ・ 亀山市税条例	税債権であるため	亀山市の処分に基づく〔公法上の原因〕	5年	地方税法第18条第1項	地方税法第18条第1項に規定する債権であるため	不要	亀山市	国税徴収法に規定する滞納処分の例による
	2	国民健康保険税	市民課	・ 地方税法 ・ 亀山市国民健康保険税条例	税債権であるため	亀山市の処分に基づく〔公法上の原因〕	5年	地方税法第18条第1項	地方税法第18条第1項に規定する債権であるため	不要	亀山市	国税徴収法に規定する滞納処分の例による
	3	後期高齢者医療保険料	市民課	・ 高齢者の医療の確保に関する法律 ・ 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 ・ 亀山市後期高齢者医療に関する条例	・ 高齢者の医療の確保に関する法律第104条に定められた債権であるため ・ 同法第113条に「地方自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入」と規定されており、「地方税の滞納処分の例により」強制徴収できると定められているため	三重県後期高齢者医療広域連合の処分に基づく〔公法上の原因〕	2年	高齢者の医療の確保に関する法律第160条第1項	高齢者の医療の確保に関する法律第160条第1項に規定する債権であるため	不要	亀山市	地方税の滞納処分の例による
	4	保育所及び認定こども園保護者負担金	子ども政策課	・ 地方自治法 ・ 児童福祉法/子ども・子育て支援法 ・ 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例 ・ 亀山市認定こども園条例	・ 地方自治法第225条に規定する公の施設の使用料であるため ・ 児童福祉法第56条第6項、第7項及び子ども・子育て支援法附則第6条第6項に「地方税の滞納処分の例により」強制徴収できると定められているため	亀山市の処分に基づく〔公法上の原因〕	5年	地方自治法第236条第1項	市町村が支弁する保育費用を保護者等が負担する「負担金」であるため	不要	亀山市	国税又は地方税の滞納処分の例による
	5	児童扶養手当返還金	子ども政策課	・ 児童扶養手当法	・ 児童扶養手当法第23条第1項に定められた債権であるため ・ 同法第23条第1項に「国税徴収の例により」強制徴収できると定められているため	亀山市の処分に基づく〔公法上の原因〕	5年	地方自治法第236条第1項	地方自治法第236条第1項に規定する債権であるため	不要	亀山市	国税又は地方税の滞納処分の例による
	6	生活保護費徴収金（法第78条分）	地域福祉課	・ 生活保護法 ・ 地方自治法	・ 生活保護法第78条（不正受給等徴収金）に定められた債権であるため ・ 同法第78条第4項に「国税徴収の例により」強制徴収できると定められているため	亀山市の処分に基づく〔公法上の原因〕	5年	地方自治法第236条第1項	地方自治法第236条第1項に規定する債権であるため	不要	亀山市	国税又は地方税の滞納処分の例による
	7	下水道事業受益者負担金	下水道課	・ 都市計画法 ・ 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例	・ 都市計画法第75条に定められた債権であるため ・ 同法第75条第5項に「国税滞納処分の例により」強制徴収できると定められているため	亀山市の処分に基づく〔公法上の原因〕	5年	都市計画法第75条第7項	都市計画法第75条第7項に規定する債権であるため	不要	亀山市	国税又は地方税の滞納処分の例による
	8	公共下水道使用料	下水道課	・ 下水道法 ・ 地方自治法（附則） ・ 亀山市公共下水道条例	・ 下水道法第20条に定められた債権であるため ・ 地方自治法附則第6条第3号の規程により同法第231条の3第3項に規定する「法律で定める使用料」であり「地方税の滞納処分の例により」強制徴収できると定められているため	亀山市の処分に基づく〔公法上の原因〕	5年	地方自治法第236条第1項	地方自治法第236条第1項に規定する債権であるため	不要	亀山市	国税又は地方税の滞納処分の例による
非強制徴収公債権	9	児童扶養手当返還金	子ども政策課	・ 児童扶養手当法 ・ 地方自治法	・ 同法に基づく過払手当返還請求権 ・ 個別の法令に強制徴収に関する規定がないため	亀山市の処分に基づく〔公法上の原因〕	5年	地方自治法第236条第1項	地方自治法第236条第1項に規定する債権であるため	不要	原則として裁判所	裁判所に「支払督促」や「訴えの提起」等に基づく判決などを受け、強制執行を申し立てる
	10	生活保護費返還金（法第63条分）	地域福祉課	・ 生活保護法 ・ 地方自治法	・ 生活保護法第63条に定められた債権であるため（地方自治法第231条の3第1項に定めるその他の普通地方公共団体の歳入） ・ 同法その他個別の法令に強制徴収に関する規定がないため	亀山市の処分に基づく〔公法上の原因〕	5年	地方自治法第236条第1項	地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入であるため	不要	原則として裁判所	裁判所に「支払督促」や「訴えの提起」等に基づく判決などを受け、強制執行を申し立てる
	11	農業集落排水施設使用料	下水道課	・ 地方自治法 ・ 亀山市農業集落排水処理施設条例	・ 地方自治法第225条に規定する公の施設の使用料であるため ・ 個別の法令に強制徴収に関する規定なし	亀山市の処分に基づく〔公法上の原因〕	5年	地方自治法第236条第1項	地方自治法第225条に規定する使用料であるため	不要	原則として裁判所	裁判所に「支払督促」や「訴えの提起」等に基づく判決などを受け、強制執行を申し立てる
	12	老人福祉費負担金	地域福祉課	・ 老人福祉法	・ 老人福祉法第28条第1項の費用の徴収であるため ・ 同法その他個別の法令に強制徴収に関する規定がないため	亀山市の処分に基づく〔公法上の原因〕	5年又は10年	地方自治法第236条第1項	地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入であるため	不要	原則として裁判所	裁判所に「支払督促」や「訴えの提起」等に基づく判決などを受け、強制執行を申し立てる

	債権			根拠法令	債権区分の考え方	発生事由	時効期間				債権回収	
	No	債権名	担当課				時効	根拠法令	時効期間の考え方	時効の援用	執行機関	方法
私 債 権	13	公営住宅使用料	建築住宅課	・民法 ・ 亀山市営住宅条例	「最判昭59. 12. 13公営住宅判決」により、貸主と入居者との法律関係は基本的に民間の家屋賃貸契約と異なるところはないと判断されており、私法上の賃貸借契約により発生する債権であるため	亀山市と相手方(債務者)との契約等に基づく〔私法上の原因〕	5年又は10年(5年)※	民法第166条第1項(旧民法第169条)	私法上の賃貸借に基づく債権であるため。主観的起算点から5年間又は客観的起算点から10年間。	要	原則として裁判所	裁判所に「支払督促」や「訴えの提起」等に基づく判決などを受け、強制執行を申し立てる
	14	住宅新築資金等貸付金元利収入	文化課	・民法 ・（関町住宅新築資金等貸付条例）	民法第587条（金銭消費貸借）に基づき、当事者が対等の立場で、両者の合意に基づいて契約し発生する債権であるため	亀山市と相手方(債務者)との契約等に基づく〔私法上の原因〕	5年又は10年(10年)※	民法第166条第1項（旧民法第167条第1項）	私法上の金銭消費貸借契約に基づく債権であるため。主観的起算点から5年間又は客観的起算点から10年間。	要	原則として裁判所	裁判所に「支払督促」や「訴えの提起」等に基づく判決などを受け、強制執行を申し立てる
	15	福祉資金貸付金元利収入	文化課	・民法 ・（関町住宅新築資金等貸付条例）	民法第587条（金銭消費貸借）に基づき、当事者が対等の立場で、両者の合意に基づいて契約し発生する債権であるため	亀山市と相手方(債務者)との契約等に基づく〔私法上の原因〕	5年又は10年(10年)※	民法第166条第1項（旧民法第167条第1項）	私法上の金銭消費貸借契約に基づく債権であるため。主観的起算点から5年間又は客観的起算点から10年間。	要	原則として裁判所	裁判所に「支払督促」や「訴えの提起」等に基づく判決などを受け、強制執行を申し立てる
	16	認定こども園給食費負担金	子ども政策課	・民法	民法に基づき、当事者が対等の立場で、両者の合意に基づいて契約し発生する債権であるため	亀山市と相手方(債務者)との契約等に基づく〔私法上の原因〕	5年又は10年(2年)※	民法第166条第1項（旧民法第173条第3号）	民法の適用を受ける一般債権であるため。主観的起算点から5年間又は客観的起算点から10年間。	要	原則として裁判所	裁判所に「支払督促」や「訴えの提起」等に基づく判決などを受け、強制執行を申し立てる
	17	水道使用料	上水道課	・民法 ・ 亀山市水道事業給水条例	最高裁平成15年10月10日決定により、水道料金の債権は民法が適用される私債権であると判断されたため。	亀山市と相手方(債務者)との契約等に基づく〔私法上の原因〕	5年(2年)※	民法第166条第1項（旧民法第173条第1号）	債権者である水道事業者が「権利を行使することが出来ることを知っている」ことから、主観的起算点である5年が原則適用される。	要	原則として裁判所	裁判所に「支払督促」や「訴えの提起」等に基づく判決などを受け、強制執行を申し立てる
	18	学校給食費	教育総務課	・民法 ・ 亀山市学校給食費徴収規則	民法に基づき、当事者が対等の立場で、両者の合意に基づいて契約し発生する債権であるため	亀山市と相手方(債務者)との契約等に基づく〔私法上の原因〕	5年又は10年	民法第166条第1項（旧民法第173条第3号）	民法の適用を受ける一般債権であるため。主観的起算点から5年間又は客観的起算点から10年間。	要	原則として裁判所	裁判所に「支払督促」や「訴えの提起」等に基づく判決などを受け、強制執行を申し立てる
	19	医療センター使用料・手数料	病院総務課	・民法 ・ 亀山市立医療センター使用料及び手数料条例	「最判平17. 11. 21診療費等判決」により、公立病院において行われる診療は、私立病院において行われる診療と本質的な差異はなく、その診療に関する法律関係は本質上私法関係というべきであるとされたため	亀山市と相手方(債務者)との契約等に基づく〔私法上の原因〕	5年又は10年(3年)※	民法第166条第1項（旧民法第170条第1号）	民法の適用を受ける一般債権であるため。主観的起算点から5年間又は客観的起算点から10年間。	要	原則として裁判所	裁判所に「支払督促」や「訴えの提起」等に基づく判決などを受け、強制執行を申し立てる

※債権発生又はその原因となる法律行為が令和2年4月1日より前の場合の時効期間は()

※老人福祉費負担金については、令和8年度から健康推進課の所管になりました。